

別表

区分	事業実施主体	事業内容及び対象経費※4	補助率	補助金上限等
(1)美味しまね認証等取得支援事業	次の要件すべてを満たす者とする (1)認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう） (2)農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等 (3)農業経営の主要品目※1である農産物※2について、国際水準GAP認証又は美味しまね認証の取得予定者（初めて取得する場合に限る※3）	GAPの取組を実践するために必要な次に掲げる経費に対する助成 ①農薬保管庫及び安全管理上必要な用具（流出防止用トレイ等） ②消火器 ③救急箱 ④燃料保管用具、携行缶 ⑤測定機器・計量機器及び標準品 ⑥農産物取扱い施設における仕切り類、補修材料 ⑦作業記録用アプリケーションの利用料 ⑧飛散防止形照明、飛散防止カバー ⑨土壌検査 ⑩水質検査	事業費の1/2以内	補助金上限 1事業実施主体当たり 100千円 取得単価上限 100千円 事業費下限 30千円

※1 主要品目が複数ある場合は、少なくとも1品目で取得すること

※2 非食用作物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者

※3 一度認証を取得し、取下げた場合は対象としない

※4 補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努める

【補助対象としない経費】

- ・農業生産上通常必要な取組、及び単純更新や維持管理費
- ・自費又は他の助成により実施中のもの
- ・備品設置や修繕等に係る施工費
- ・アプリケーション利用に係る通信料
- ・支出を確認できる書類が無いもの
- ・振り込み手数料、代引き手数料、送料
- ・消費税及び地方消費税